

# イランに対する金融制裁による イラン・ビジネスへの影響

2010年9月25日

三井住友銀行

総務部海外コンプライアンス室

尾崎 寛

本資料は、作成日時点で作成者が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性につきましては、作成者および作成者の所属する組織で保証する性格のものではありません。また、本資料の内容につきましてはあくまで作成者の意見を示すものに過ぎませんし、作成者の所属する組織のものでもありません。ご利用に際してはご自身の判断にてお願い致します。本資料の一部または全部を電子的または機械的な手段を問わず、作成者に無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。

## ■ 1. 日本とイランの貿易関係

日本からイランへの輸出は機械機器類が約6割を占める。大きく分けて一般機械機器類(電気機器は含まない)が2割、自動車などの輸送機器が3割となっている。

輸入については9割以上が原油によって占められている。イランは日本にとり第3位の原油供給国(2007年シェア、12.1%)であるが、イランからの原油輸入量は03年以降減少している。(2010年5月のわが国原油輸入に占めるイランからの割合は8.9%) (出所:石油統計速報、JETRO)

イランの主要貿易相手国・地域は、輸出入合計で、EU、中国、日本。輸出品は、石油・鉱物資源が略8割、輸入は機械製品・部品が略7割。

日本との間では、原油の輸出、機械製品・部品の輸入が主。

国連安保理制裁決議

米国のイラン包括制裁法

国連安保理決議の履行に付随する本邦外為法上の措置

今後のイラン関連ビジネスへの影響は？

## 2. イランの核開発問題と国連安保理制裁決議の経緯

2002年、イランが長期間にわたり、ウラン濃縮やプルトニウム分離を含む原子力活動を国際原子力機関(IAEA)に申告することなく実施していたことが発覚。これを受け、IAEAや主要国間で、イランの核開発問題が取り上げられることとなった。

2006年12月以降、国連は、4回の安保理決議を採択し、国連加盟国に適切な措置の実施を要請している。

わが国は、9月3日閣議了解により、外為法に基づく、独自の追加措置を決定。

国連		米国		日本	
2006年7月	安保理決議(UNSCR1696) -濃縮関連活動停止等義務付け 【↑イランは、要請を拒否。】	2006年9月	Bank Saderat関連のU-turnを禁止		
2006年12月	安保理決議(UNSCR1737) -核活動に寄与する物資供給停止 -10団体・12個人の資産凍結 -核・ミサイル調達禁止	2007年1月	Bank Sepah 資産凍結	2007年2月	決議1737に対応する外為法の措置を実施
2007年3月	安保理決議(UNSCR1747) -武器及び関連物資調達禁止 -13団体・15個人の資産凍結 -特定武器輸出の監視・抑制	2007年10月	Bank Melli、Mellat 資産凍結	2007年5月	決議1747に対応する外為法の措置を実施
2008年3月	安保理決議(UNSCR1803) -核・ミサイル計画関係者の海外渡航全面禁止 -12団体・13個人の資産凍結	2007年後半	主要米銀が自主的にU-turn取引禁止	2008年4月	決議1803に対応する外為法の措置を実施
2010年6月	安保理決議(UNSCR1929) -武器輸出の禁止 -核・ミサイル開発に係る金融取引禁止 -40団体・1個人の資産凍結	2008年10月	Export Development Bank 資産凍結	2008年11月	イラン関連USD建て取扱が不可能となる (原油輸入も円決済へ)
		2008年11月	U-turn取引に関する例外規定を法的に廃止	2010年8月	決議1929に対応する外為法の義務的措置
		2010年7月	イラン包括制裁法制定	2010年9月	決議1929に対応する外為法の措置を実施

### 3. 国連安保理制裁決議1929（2010年6月9日）

- 核・弾道ミサイル開発に革命防衛隊(注1)が果たしている役割に深刻な懸念を表明。(前文)
- 核・弾道ミサイル開発に関する取引防止のためイランの銀行、特に中央銀行との取引に注意を呼び掛け。(前文)
- 加盟国に以下の大型武器の対イラン輸出禁止を要求。(1)戦車(2)装甲車(3)大口徑砲システム(4)戦闘機(5)攻撃用ヘリコプター(6)軍艦(7)ミサイル(8)ミサイルシステム。(項目8)
- 加盟国に**革命防衛隊と関連組織、関係者を対象にした資産凍結**と渡航禁止を要請。資産凍結を**イラン国営船舶会社の関連組織**にも拡大。(項目12、19)
- 加盟国に港湾・空港や公海上で、イランが輸出入を禁じられた武器や核・ミサイル関連物資を含むとみられる全貨物の検査を要請。(項目14)
- イランの核・ミサイル開発に関係するとみられる**金融取引を停止、計画にかかわるイランの銀行の支店開設、銀行取引の維持、およびイランにおける支店・銀行口座開設を認めないよう加盟国に要求**。(項目21、23、24)
- 国連事務総長に、**イラン制裁の履行を支援する最大8人からなる専門家パネル設置**を要請。(項目29)
- 資産凍結、渡航禁止の対象として国営メラ銀行の関連「ファースト・イースト・エクスポート・バンク」(注2)や、革命防衛隊の関連15組織、国営船舶会社の関連3組織を含む計40組織とイラン原子力庁イスファハン原子力技術センターのジャバド・ラヒキ所長を指定。(付属文書)

(注1) 正規軍とは別に革命防衛隊省が管轄する軍事組織で、米国は「テロ支援組織」と指定。

(注2) メリ銀行が所有するマレーシアの銀行

【参考】 安全保障理事会決議1929(和訳)国連広報センター [http://www.unic.or.jp/security\\_co/res/res1929.htm](http://www.unic.or.jp/security_co/res/res1929.htm)

## ■ 4. 米国のイラン包括制裁法(CISADA)について

- 全てのドル決済は、米銀内のコルレス口座を経由して行われるので、米国法が適用されるため、**イラン関連のドル決済は、全世界において、取扱不可能。**
- 他方、円建取引等、米銀を経由せずに日本国内で完結する取引には米国法は適用されないため、**イランからの原油輸入、民生品の輸出決済は、円建てで行われている。**
- そこで、米国は、**非米国企業／金融機関に対しても、米国によるイラン向け制裁に協力させるため、米国が制裁対象と指定したイランの法人、団体、金融機関と取引を行っている場合は、米銀との取引を制限する法律を施行(遵守義務者は、米銀)。**
- それが、Comprehensive Iran Sanctions, Accountability and Divestment Act of 2010 (CISADA)。

### イラン包括制裁法(CISADA)のポイント:

- 既存の「1996年イラン制裁法」を議会主導で強化したもの
- 一定の条件の下、イランの「石油資源開発」への投融資、イラン国内の石油精製製品生産への支援、イランへの石油精製製品輸出等への支援を行った非米国法人に対する規制(102条)
- 一定の条件の下、非米国金融機関に対する規制(104条)
- 規制対象者と米国金融機関との取引制限、米国市場への制限等
- 議会へのG20諸国のイラン貿易に関する報告、イランのエネルギー部門への投資に関する報告

## ■ 5. 米国のイラン包括制裁法制定の経緯

- 1996年、イランやリビアと取引のある企業(含む外国企業)を対象とするイラン・リビア制裁法(Iran and Libya Sanctions Act of 1996)を施行。しかし、同法に基づく実効性のある制裁措置はとられてこなかった。2006年9月に法律の名称がIran Sanctions Act of 1996となる(2004年10月、米国はリビアへの経済制裁を解除)。
- 2009年4月、上院と下院で、**1996年イラン制裁法を強化する法案**(Iran Refined Petroleum Sanctions Act of 2009)の審議開始。
- 2009年12月、下院本会議で下院案を可決。
- 2010年1月、上院本会議で名称を変えた上院案可決(Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act of 2009)。
- 2010年6月9日、国連安保理決議(UNSCR 1929)
- 2010年6月24日、両院協議会での審議を経て一本化された法案(Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act of 2010)が、上下両院にて承認。
- 2010年7月1日、**オバマ大統領は同法案に署名し、同日発効**。
- 2010年8月16日、財務省が**104条(金融関連部分)**に関する施行規則を公表。

## 6. 米国のイラン包括制裁法について サマリー(1)

### 米国のイラン包括制裁法の影響(1)

米国イラン包括制裁法概要(米議会可決:2010/6/24、2010/7/1施行)

COMPREHENSIVE IRAN SANCTIONS, ACCOUNTABILITY, AND DIVESTMENT ACT OF 2010 (“CISADA”)

(規程箇所) 規制対象	規制対象行為	対象企業(金融機関) の選定	対象となった場合の制裁内容
(102条) イランに石油 精製品を供給 する企業など	(投資行為) イランにおける石油資源開発に直接的、かつ顕著に貢献する、以下の投資  (1) 1回の投資額が20百万ドル以上 または (2) 各投資額が5百万ドル以上で、且つ年間累計投資額が20百万ドル以上 (102条(a)項(1))	(1)同法が施行して以降90日以内(以降、年次)に、イランとG20各国のエネルギー分野を含む貿易に関する報告書を大統領が議会に提出 (102条(d)項)	左記規制対象行為を行ったと認定された非国企業には、以下の9項目の制裁内容のうち大統領が定めるところにより、3項目以上が課せられる。  (1) 米輸出入銀行の融資・保証の打ち切り (2) 軍事関係や情報技術の輸出停止 (3) 金融機関による年間10百万ドル以上の融資禁止 (4) 米政府債のプライマリーディーラーの資格剥奪・米政府公金取扱禁止 (対象企業が金融機関の場合) (5) 米国政府調達先とすることの禁止 (6) 対象企業からの輸入制限 <b>(7) 外国為替取引の禁止(※)</b> <b>(8) 銀行取引の禁止(※)</b> <b>(9) 資産取引の禁止(※)</b>  (※)今回追加となった制裁項目 (102条(b)項)
	<b>(生産・輸出行為) (※)</b> イランに対する石油精製に関連する商品・サービス・情報・技術等の分野における、以下の投資  (1) その市場価格が1百万ドル以上 または (2) 年間累計価格が5百万ドル以上 (102条(a)項(2)および(3))  <b>(※)今回追加となった規制対象行為</b>	(2)規制行為に関する情報に基づき調査開始。調査開始後180日以内に結果を議会へ通知し、10日以内に制裁対象者を官報で公表する。 (既存法 4条(f)項) 但し、今回追加となった生産・輸出行為に関する調査は、同法施行して1年後から開始。 (102条(h)項(5)(A))	

## 7. 米国のイラン包括制裁法について サマリー(2)

### 米国のイラン包括制裁法の影響(2)

(規程箇所) 規制対象	規制対象行為	対象先の 選定	対象となった場合の制裁内容
(104条) イランの核開 発、テロ活動、 革命防衛隊に 関係する取引 を行っている 外国金融機関	<p><b>&lt;104条(c)項&gt;</b>                      (1) イランの政府組織・団体(含むイラン革命防衛隊)との大量破壊兵器拡散、テロ活動に関連する取引の幫助                      (2) 国連イラン制裁の対象とされる個人または組織との取引の幫助                      (3) 上記(1)または(2)に関連する取引に関与                      (4) イラン中央銀行およびその他のイランの金融機関による上記(1)または上記(2)に関連する取引の幫助                      (5) 以下の先への重要な取引(Significant Transaction)の幫助、重要な金融サービスの提供(104条(c)項(2)(E))                      ①IEEPA(注1)により資産凍結対象となっている、イラン革命防衛隊および代理機関、または関係者                      ②IEEPAにより資産凍結対象となっている、イランにおける大量破壊兵器拡散またはテロ支援に関係する金融機関                      (例: 刈銀行、マ銀行など)</p>	同法が施行して90日以内に、財務省長官が、詳細について別途規定する。 (104条(c)項(1))	<p>左記規制対象行為を行っているとして認定された非米国金融機関は、米国における米国金融機関とのコルレス口座または payable-through-account(注2)開設/維持を禁止または厳しく制限。                      (104条(c)項(1))  <b>【罰則】</b>                      上記規制に違反した米国金融機関には、過料として以下のうち大きい方の金額が科せられる。                      (1) 25万ドル                      (2) 取引金額の2倍</p>
	<p><b>&lt;104条(e)項&gt;</b>                      外国金融機関の、米国におけるコルレス口座または payable-through-accountの維持</p>	財務省長官が、詳細について別途規定する。 (期限の記載なし) (104条(e)項(1))	<p>非米国金融機関のコルレス口座または payable-through-accountを維持している米国金融機関は、以下の1項目以上が課せられる。                      (1) 外国金融機関による上記104条(c)項に規定されている行為に関する監査                      (2) 財務省宛の外国金融機関による上記104条(c)項に規定されている取引またはサービスに関する報告                      (3) 外国金融機関が上記104条(c)項で規定されている行為を承知の上で行っていないことの証明                      (4) デューディリジェンスの方針、手続および管理の構築                      (104条(e)項(1))  <b>【罰則】</b>                      上記規制に違反した米国金融機関には、過料として以下の金額が科せられる。                      ・1万ドル以下                      但し、故意による違反は、以下のうち大きい方が科せられる。                      (1) 10万ドル                      (2) 違反として査定された金額の50%</p>

(注1) International Emergency Economic Powers Act(国際緊急経済権限法)

(注2) 口座保有者以外の第三者が直接用いるコルレス口座



## ■ 8. (参考)バンコ・デルタ・アジア(BDA)への措置

### (1) 制裁の方法

2005年9月15日、[USA Patriot Act 311条の”primary money laundering concern” \(マネロン最懸念先\)](#)に指定←米財務省FinCEN所管

同指定により、[米国金融機関に対して、BDAと直接/間接的な一切の取引を禁じる特別措置\(Special Measure\)](#)を発動

- 米国金融機関(含む外銀在米支店)は、米国内において指定対象者、含むその子会社、支店)の為に、  
コルレス口座(correspondent account)を開設・維持してはならない。
- 米国金融機関(含む外銀在米支店)は、同行がコルレス口座を有する外銀に対し、そのコルレス口座が  
間接的に指定対象者によって利用されないように、査定 (Special due diligence)を行う。

2007年3月14日に、略1年半の更なる調査を経て、指定を最終決定。この指定は、現在でも有効であり、BDAと米銀(含む外銀の米国内支店)はコルレス口座を開設できず、米銀を経由したドル送金は、未だにできない。

[http://www.fincen.gov/bda\\_final\\_rule.pdf](http://www.fincen.gov/bda_final_rule.pdf)

### (2) 凍結資産の処分

2007年3月19日、米国政府と北朝鮮政府が凍結資産の処分に関し合意

財務省声明(発言者:グレイザー次官補代理(於:北京))

BDAにおいて凍結されている北朝鮮関連資産の処分に関し、米国政府と北朝鮮政府は理解を共有した。北朝鮮政府は、BDAに在る略25百万ドルの資産を中国銀行本店(北京)の北朝鮮外国貿易銀行の口座に移したいと申し出た。北朝鮮は、六カ国協議の枠組みの下で、これらの資金は自国民の人的支援、教育目的にのみ使われるものであると誓約した。この凍結資産の処分は、以後、マカオ政府の判断によって決定されるので、北朝鮮政府はマカオ政府と協議することになる。他方、U.S.A. Patriot Act311条に基づくBDA向けの金融制裁は依然有効である。 <http://www.treas.gov/press/releases/hp322.htm>

2007年6月 BDA—マカオ金融当局—ニューヨーク連邦準備銀行—ロシア中央銀行—ロシア極東商業銀行内の朝鮮貿易銀行の口座へ25百万ドルのドル送金実施(確証は無く、報道等によるもの)

## ■ 9. わが国独自の追加措置にいたる経緯

2010年7月1日、米国は、1996年イラン制裁法を強化した「イラン包括制裁法(Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act of 2010)」を制定。イランと経済関係のある諸外国および外国企業に対して、一定の条件を充たす場合は、米国政府の判断により、ドル取引や米国での業務制限を加える仕組みを構築。

2010年7月26日、EU外相理事会において、EU独自のイラン宛経済制裁措置をEU Regulationとして決議。

2010年8月3日、わが国外為法に基づく国連安保理決議1929の履行に付随する義務的措置。

2010年9月3日、わが国外為法に基づく国連安保理決議1929の履行に付随する追加的措置。

(参考) 報道等によれば、2010年7月1日以降、以下の動きあり。

1. 米財務省コーエン次官補(テロ資金対策担当)が、7月13日、14日に来日し、関係省庁、日銀、メガバンク(三行)と面談し、イラン包括制裁法について説明。
2. 米國務省アインホーン対イラン・北朝鮮制裁担当調整官が、8月上旬に訪日し、EU並みの制裁措置を日本政府に求めた(らしい)。
3. 8月3日、仙石官房長官は、官房長官記者会見で「わが国の採るべき措置について、8月末を目処に可及的速やかに結論を得るべく、政府部内で検討を行う」と発言。
4. 米國務省アインホーン調整官は、9月13日の週に中国を訪問し核問題を協議(國務省クローリー次官補(広報担当)が9日の記者会見で公表)。

平成22年8月3日仙石官房長官記者発表： また、今般の決議1929号におきましては、各国における経済活動や金融取引等がイランの核活動等に寄与していると信じる合理的な理由があると認められる場合に、不拡散、商業、金融、運輸等の分野において、然るべき措置を採ることも要請されておりまして、本件への対応を含め我が国の採るべき措置について、8月末を目途に可及的速やかに結論を得るべく、政府部内で検討を行ないます。

## 10. 国連安保理制裁決議の履行に付随する義務的措置(2010年8月3日)

### 1. 資産凍結等の措置について

外務省告示(8月3日公布)により指定されたイランの核活動等に関与する40団体・1個人に対する支払等及び指定された者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

今回の措置により、資産凍結等の措置の対象となるイランの核活動等に関与する者は、合計75団体・41個人となる。

### 2. 投資禁止の措置について

外務省告示(8月3日公布)により指定されたイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種(別資料1)を営む本邦企業の株式等へのイラン関係者(※1)による投資に係る資本取引及び対内直接投資(※2)をそれぞれ許可制及び届出制(原則禁止)とする。

(※1)イラン国籍を有する自然人、イランの法律に基づいて設立された法人等

(※2)10%未満の上場会社株式のイラン関係者への譲渡並びに10%以上の上場会社株式及び非上場会社の株式等のイラン関係者による取得

### 3. 資金移転防止の措置について

これまでのイランの核活動等に寄与する目的で行われる支払に加え、外務省告示(8月3日公布)により指定されたイランに対する資金移転の防止措置の対象となる大型通常兵器等に関連する活動(別資料2)に寄与する目的で行われる支払を許可制とするとともに、これらの支払の範囲をあらゆる外国向けとする。

また、金融機関等に対し、上記各措置の確実な実施を要請するとともに、外為法に基づく本人確認義務等並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認義務等及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底を要請することとする。

## 11. 国連安保理制裁決議の履行に付随する追加的措置

2010年9月3日、わが国は、国連安保理決議1929の要請等を踏まえ、閣議了解「国際連合安全保障理事会決議第1929号の履行に付随する措置について」を行い、これに基づき外為法等による「追加的」措置を実施。

○平成22年9月3日午前 官房長官記者発表 閣議の概要(国連安保理決議の履行に付随する措置)について  
イランに関する制裁、改めて私(官房長官)の方から読み上げをさせていただきます。イランの核問題に関する安全保障理事会決議1929号の履行に関し、政府として、8月3日に既に閣議了解をいたしました措置に加えて、同安保理決議の履行に付随する措置として諸般の措置を取ることいたしました。本日閣議において、これに関連する閣議了解を行いません。

措置の具体的内容については、別途お配りしている資料を参照していただければと思いますけれども、主な内容は以下の通りでございます。

まず一つ目、不核散分野では、新たに88団体・24個人を資産凍結対象に指定すると。

二番目、金融分野では、イランの銀行15行を資産凍結することでコルレス関係を停止させます。また、イランとの間の資金移転の監視強化を図るとともに、外為法に基づく金融機関への集中的な検査等を実施いたします。

貿易分野では、イラン向けの輸出信用について諸情勢を勘案し、中長期の新規供与等を行わないこととし、短期についても厳格な審査の下で対応します。石油ガス分野については、輸出信用の措置によって新規投資を停止します。

産業界に関しては、安保理決議の趣旨をその前文も含め周知し、特に石油・ガス分野に関連する事業者に対し、新規プロジェクト、関連する大型取引を含むわけではありますが、この新規プロジェクトや既存取引への注意喚起を行なうことと致します。

国際社会が一致して累次の安保理決議を着実に実施をして、対話の窓を維持しつつイランに賢明な決断を求めていくことが重要でございます。我が国はこうしたイランとの間で伝統的な緊密な関係を有しておるわけでございますが、こうした独自の立場から問題の平和的・外交的解決に向けて、同国に対して粘り強く働きかけていきます。

## ■ 12. 国連安保理決議の履行に付随する追加的措置 — 1. 不拡散

(1) 資産凍結(銀行以外)／入国・通過防止対象の新たな指定

(2) 輸出管理

○外務省告示(平成22年9月3日公布)により新たに指定されたイランの核活動等に寄与し得る団体・個人で銀行以外の者88団体・24個人(累次の決議で指定された対象者と合わせて計161団体・65個人)に対する支払等及び指定された者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を外為法に基づき許可制とする(財務省告示, 経済産業省告示)。(個人については入国・通過禁止)

### ○ 傭船問題

今回の措置には、以下の二つの船会社が制裁対象に含まれている。

イラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライズ Islamic Republic of Iran Shipping Lines (IRISL)

ハーフィゼ・ダルヤー・SHIPPING・ライズ Hafize Darya Shipping Lines (HDSL)

イランへの輸出で、FOB契約(本船渡し:費用とリスクは輸入者持ち)の場合、まず間違いなく、イランの輸入者側は、これらの2社のいずれかを指定してくる(輸出者はコントロールできない)。

FOB契約の場合、本邦居住者(輸出者)から、船会社には支払は発生しないので、形式的には、外為法には抵触しないものの、一連の取引には、制裁対象者が含まれることになるので、リスク管理の観点からは、売買契約締結前に、可能な限り船会社の決定に際しても、輸出者の意向を反映させる努力が必要。

CIF契約、CFR契約(傭船費用とリスクは、輸出者負担)の場合は、本邦居住者(輸出者)から、外為法上の制裁対象者に支払が発生するので、本邦法令抵触行為となり、取扱不可。

## 13. 国連安保理決議の履行に付随する追加的措置 — 2. 金融分野

### (1) 資産凍結等によるコルレス関係の停止措置について(銀行)

- ・ 9月3日公布、9月6日発効
- ・ 今回の措置については15行

外務省告示(平成22年9月3日公布)により指定されたイランの核活動等に寄与し得る銀行 15行(別添2(PDF))(累次の決議で指定された銀行と合わせて計17行)に対する支払等及び指定された者との間の資本取引(預金契約, 信託契約及び金銭の貸付契約)等を外為法に基づき許可制とすることにより, コルレス関係を停止する(財務省告示, 経済産業省告示)。

1. バンク・メッラット Bank Mellat	2010/9/6	10. バンク・レファー Bank Refah	2010/9/6
2. メッラット・バンクSB CJSC Mellat Bank SB CJSC	2010/9/6	11. バンク・サーデラート・イラン (バンク・サーデラートPLC (ロンドン) を含む) Bank Saderat Iran (including Bank Saderat PLC(London))	2010/9/6
3. ペルシャ・インターナショナル・バンクPlc Persia International Bank Plc	2010/9/6	12. バンク・スィーナ Banque Sina	2010/9/6
4. バンク・メッリー・イラン Bank Melli Iran	2010/9/6	13. エクスポート・デベロップメント・バンク・オブ・イラン (EDBI) Export Development Bank of Iran (EDBI)	2010/9/6
5. アリアン・バンク Arian Bank	2010/9/6	14. バンコ・インテルナシオナル・デ・デサロジヨCA Banco Internacional De Desarrollo CA	2010/9/6
6. バンク・カールゴシャーイ Bank Kargoshaee	2010/9/6	15. ポスト・バンク・オブ・イラン Post Bank of Iran	2010/9/6
7. バンク・メッリー・イランZao Bank Melli Iran Zao	2010/9/6	16. BANK SEPHA(セパ銀行)	2007/5/18
8. フューチャー・バンクBSC Future Bank BSC	2010/9/6	17. BANK SEPHA INTERNATIONAL PLC	2007/5/18
9. メッリー・バンクplc Melli Bank plc	2010/9/6	18. FIRST EAST EXPORT BANK	2010/8/3

## ■ 14. 国連安保理決議の履行に付随する追加的措置 — 2. 金融分野

(2) 資金移転防止及び金融機関の確認義務強化について

(3) 報告徴求及び検査実施について

(2) 外務省告示(平成19年2月16日公布)により指定されたイランの核活動等に関連する活動又は外務省告示(平成22年8月3日公布)により指定されたイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的で行う取引又は行為について、新たに、**貿易関係の外国向け支払を外為法に基づき許可制**とするとともに、**貿易関係・貿易関係外を問わず、イランからの支払の受領を許可制**とし、**金融機関の確認義務を強化**する(貿易関係は経済産業省告示、貿易関係外は財務省告示)。

(注)上記目的で行う取引又は行為のうち、貿易関係外の支払いは、既に、イラン向けを含め、あらゆる外国向けのものが許可制の対象とされ、金融機関の確認義務も導入済みである(財務省告示)。なお、これまでも、税関による輸出入貨物の検査においては、輸入(貿易関係の外国向け支払に対応)及び輸出(外国からの支払の受領に対応)については、イランの核活動等に関連するものや、イランへの大型通常兵器等の供給等に関連するものがないかどうか、厳格に審査してきたところであり、引き続き、これを継続する。

(3) 我が国とイランの間との資金移転の監視強化のため、**本邦からイランへ向けた支払及びイランから本邦へ向けた支払の受領等**について、**月次で金融機関に報告を徴求**する(外為法第55条の8に基づく命令)。また、(2)の確認義務の履行状況に関する金融機関への集中的な検査(外為法第68条に基づく特別検査)を実施する。

## ■ 15. 国連安保理決議の履行に付随する追加的措置 — 2. 金融分野

- (4) 保険等引受け禁止の措置について
- (5) 証券の仲介取引禁止の措置について
- (6) 新たなコルレス契約の締結自粛の要請について
- (7) 支店設置等の禁止について
- (8) 本人確認義務等及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底について

(4) イランの核活動等に関連する活動又はイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的で行う取引又は行為に係る本邦企業による保険等の引受けを外為法に基づき許可制とする(財務省告示, 経済産業省告示)。

(5) イランの核活動等に関連する活動又はイランへの大型通常兵器等に関連する活動に寄与する目的でイラン関係者が発行した又は新たに発行する証券の本邦企業による仲介取引を外為法に基づき許可制とする(財務省告示)

(6) 本邦の金融機関及び本邦に所在する外国金融機関に対して, イランの金融機関との新たなコルレス契約の締結を差し控えるよう要請する。

(7) イランの金融機関の本邦における支店の設置及び子会社の設立等のための銀行免許申請等があった場合, 並びに本邦の金融機関のイランにおける支店の設置及び子会社の設立等のための認可申請があった場合には, 銀行法等に基づき, これを認めないこととする。

(8) 金融機関に対して, 上記措置の確実な実施を要請するとともに, 外為法に基づく本人確認義務等並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認義務等及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底を要請する。



## ■ 16. 国連安保理決議の履行 追加的措置 - 3. 貿易、4. 運輸、5. エネルギー

### 3. 貿易分野

### 4. 運輸分野

### 5. エネルギー分野

#### 3. 貿易分野

イラン向け輸出信用について、諸情勢を勘案し、中長期(2年超)については、新規の供与・引受けを行わない。また、短期については、適切な引受条件(当面、支払期間に係る条件を1年を上回らない範囲で設定することを含む。)を付し、厳格な審査の下、対応する。

#### 4. 運輸分野

イラン・イスラム共和国 SHIPPING・ライズ(IRISL) 本体及び関連団体を資産凍結対象に指定し、外為法に基づき規制対象とする(外務省告示等)。

#### 5. エネルギー分野

(1) 石油・ガス分野における新規投資に対しては、3. の貿易分野の措置を実施することによって、これを停止することとする。

(2) 産業界に対して、前文を含め安保理決議第1929号の趣旨を周知し、イランとの取引について注意喚起を行う。

(3) 石油・ガス分野に関連する事業者に対して、イランにおける探鉱開発や精製能力の増強等の新規プロジェクト(含む関連する大型取引)について厳に慎重な対応を求めるとともに、既存契約に基づく取引について十分に注意を払うよう要請することとする。

## 17.イランとの取引のある企業等(米国議会の資料)

米政府監査院(GAO)が公表した「イランの石油業界と取引のある企業41社」(2010年3月23日付報告書)

Firm	Country*	Sector
1. ABB Lummus	Not applicable*	Refining, petrochemicals
2. Amona	Malaysia	Oil exploration and production
3. Belneftekhim	Belarus	Oil exploration and production
4. China National Offshore Oil Corporation	China	Natural gas
5. China National Petroleum Corporation	China	Oil exploration and production, natural gas
6. Costain Oil, Gas & Process Ltd.	United Kingdom	Natural gas
7. Daelim	South Korea	Natural gas
8. Daewoo Shipbuilding & Marine Engineering	South Korea	Oil tankers
9. Edison	Italy	Oil exploration and production
10. ENI	Italy	Oil exploration and production
11. Gazprom	Russia	Oil exploration and production, pipeline
12. GS	South Korea	Natural gas
13. Haldor Topsoe	Denmark	Refining
14. Hinduja	United Kingdom	Oil exploration and production, natural gas
15. Hyundai Heavy Industries	South Korea	Oil tankers
16. INA	Croatia	Oil exploration and production, natural gas
17. Indian Oil Corporation	India	Natural gas
18. Inpex	Japan	Oil exploration and production
19. JGC Corporation	Japan	Refining
20. Lukoil	Russia	Oil exploration and production
21. LyondelBasell	Netherlands	Petrochemicals
22. Oil India Ltd.	India	Natural gas
23. Oil and Natural Gas Corporation	India	Oil exploration and production, natural gas
24. OMV	Austria	Natural gas
25. ONGC Videsh Ltd.	India	Natural gas
26. Petrobras	Brazil	Oil exploration and production
27. Petrofield	Malaysia	Natural gas
28. Petroleos de Venezuela S.A.	Venezuela	Natural gas
29. Petronet LNG	India	Natural gas
30. PGNiG	Poland	Natural gas
31. PTT Exploration & Production	Thailand	Natural gas
32. Repsol	Spain	Natural gas
33. Royal Dutch Shell	Netherlands	Natural gas
34. Sinopec	China	Oil exploration and production, refining
35. SKS Ventures	Malaysia	Natural gas
36. Snamprogetti	Italy	Pipeline
37. StatoilHydro	Norway	Oil exploration and production, natural gas
38. Tecnimont	Italy	Petrochemicals
39. Total	France	Natural gas
40. Turkish Petroleum Company	Turkey	Natural gas
41. Uhde	Germany	Petrochemicals

## 18. イランの石油関連事業(米国議会資料)

米政府監査院(GAO)が公表した「イランの石油関連事業」(2010年3月23日付報告書)



Source: GAO analysis of U.S. Department of Energy data.

Source: <http://www.gao.gov/new.items/d10515r.pdf>

## ■ 19.今後の展望

- イラン包括制裁法については、104条に関して財務省の施行規則が開示された(8/16)ものの未だ運用面で不明な点もあり、また、102条の措置対象リストも明らかになっていない状況であり、具体的な対応策を明確化しにくい。また、制裁適用・執行の免除権が維持されたのも事実。
- しかし、同法が上下両院議会の強い意向を受けで成立した背景、11月に中間選挙の控えていること等を踏まえれば、オバマ政権は、同法に基づく何等かの措置を取らざるを得ない状況にあると思われる。
- イランとの取引のある企業は、この機会に対イラン取引の内容を精査し、米国のイラン包括制裁法が適用され得る側面が無いか検討しておく必要あり。
- その結果、同法の措置の対象となるリスク、適用されなくても米国内で批判に晒されるリスクがあると判断される場合には、会社としての基本方針を定め、サプライズにならないよう、事前に経営レベルに報告を上げ、自社の判断に基づく何らかの対応を準備しておくのが、リスク管理の観点から望まれる。
- 今後の米国、日本および国際社会とイランとの関係を要注視。

## ■ 20.まとめ

1. 現状認識: イラン取引は、いかなる通貨であれ、リスクが高くなっている
2. イラン関連取り引きのチェックポイント
  - (1) イランの「石油資源開発」への「投資」
  - (2) イラン国内の「石油精製品生産」への「支援」
  - (3) 「イランへの」「石油精製品輸出等」への「支援」
  - (4) 大量破壊兵器その他の兵器開発等への「支援」
  - (5) 本邦外為法に基づく資産凍結措置対象者(特に、イランの金融機関、船会社)
3. 輸出前の目的確認(Catch All)のみならず、運搬方法、輸出後の資金回収方法まで留意
4. 誰と取引しているのか(イラン革命防衛隊の実質支配企業ではないか?)
5. 米国市場への制限を受けるリスク、米国投資家、消費者からの評判リスク

イラン関連ビジネスはようになるか?ではなく、  
イランとの取引をどうするか?